

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	こども家庭庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	「こどもとともに成長する企業」への税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） こども基本法（令和4年法律第77号）の理念である「こどもまんなか社会」（こども基本法及びこどもの権利条約等の精神の下、あらゆるこども・若者が、心身の状況や家庭環境等にかかわらず権利を確保され、幸せな状態で生活を送ることができる社会）の実現には、行政による福祉サービスの提供に加え、企業が職場環境の整備や地域貢献を通じ、こども・若者・子育て世帯を支える役割を果たすことが重要である。特に中小企業においては、労働時間の縮減、育児休業取得者の代替要員確保、柔軟な働き方の導入といった社内向けの取組のほか、地域の若者活躍支援、こども・子育て支援等の社外向けの取組について、人的・資金的制約から実施コストが高く、組織的・継続的な取組が進みにくい状況にあることから、企業自身が、企業経営の中で、社内・社外にまたがる幅広い取組により社会的価値の高い取組を主体的、持続的に行っていけるような環境整備や支援が必要である。 このため、社内向けの取組を評価するくるみん・えるぼし等の認定制度とは別に、企業による幅広いこども・若者・子育て支援（「こども若者まんなか」の取組）を多軸的に評価する「こどもとともに成長する企業（仮称）」認定制度を創設する。 ・特例措置の内容 上記認定制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文			
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 民間企業の企業経営に基づく「こども若者まんなか」の取組として社内・社外にまたがる幅広い、主体的な取組を促進することを通じ、企業における人材の維持・確保、事業拡大による持続的な成長と、「こどもまんなか社会」を両輪で実現することを目的とする。 (2) 施策の必要性 ○ こども政策の基本理念である「こどもまんなか社会」の実現は、本来的に地域社会全体での対応が必要となる社会共通の課題である。したがって、この課題に対する取組には、行政主体のみならず、社会の構成要素として大きな位置を占め、子育て世帯を含む各世帯の生活に身近で大きな影響力を持つ企業における取組が不可欠である。 ○ くるみん認定又はえるぼし認定を取得している中小企業の当期純利益成長率は、2024年において最大で市場平均（26%）の約2倍となっている。また、売上高人件費率変動率についても、市場平均と比較して最大で約4.7%ポイント（2022年）高くなっており、大企業における差（最大約2.4%ポイント（2021年））を上回る水準となっている。 ○ これらの分析結果から、子育てと仕事の両立支援をはじめとする人的資本への投資に取り組む企業は、「こどもまんなか社会」の実現に資する取組を推進しているのみならず、人材の確保・定着や生産性の向上を通じて企業成長を実現しており、社会的価値と経済的価値の好循環が生み出されていることが示唆される。 ○ 一方で、中小企業におけるくるみん認定及びえるぼし認定の取得率は極めて低い水準にとどまっている。常時雇用者数300人以下の企業では、認定取得企業数は3,411社であり、同規模企業全体（約366万社）の約0.09%に過ぎない。これに対し、常時雇用者数301人以上の企業では、認定取得企業数は3,677社であり、同規模企業全体（約1.9万社）の約19%となっている（「女性の活躍推進企業データベース」に基づく推計）。この背景に		

	は、くるみん認定やえるぼし認定において、時間外労働の上限や柔軟な働き方の実現等が求められている一方で、中小企業では人員体制に余裕がなく、代替要員の確保や業務分担の見直し等の対応が困難であることがあると考えられる。 すなわち、「こどもまんなか社会」の実現に資する取組の必要性が認識されている一方で、人的・財務的資源の制約が取組推進上の大きなボトルネックとなっている。 また、くるみん認定企業における各種公表項目の開示状況をみると、中小企業では大企業と比較して公表率が低い傾向にある。このことは、認定取得後においても、子育てと仕事の両立支援を含む「こどもまんなか社会」の実現に資する取組について、経営戦略上の重要課題として位置付け、継続的かつ発展的に取り組むための環境整備が十分ではないことを示唆している。 ○ 加えて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた企業としての取組は、子育てと仕事の両立といった従業員向けのものだけではなく、こども・子育て世帯向けのサービス提供や授乳室・キッズスペース等の環境整備といった顧客や利用者向けの取組や、児童養護施設への衣類提供やこども食堂の運営支援といった地域における取組も重要である。これらの取組は、顧客や地域住民等との信頼関係の構築や、「地域に根差した企業」として企業のブランド力の向上につながるところ、特に中小企業においてはこうした地域からの信頼の蓄積が採用活動や顧客獲得にも好影響をもたらすことになる。2022 年版中小企業白書においても、ブランドの構築・維持に取り組むことにより、売上総利益率の向上など企業業績へのプラスの影響が生まれている可能性が示唆されており、社外向けの「こどもまんなか」の取組は中小企業の経営戦略の点でも重要な意義を持つといえる。一方で、子育てにかかわる地域貢献活動を実施していない企業は、その理由として主に「活動を行うための専門スタッフがいない」が挙げられたという調査結果もある。 ○ こうした状況を踏まえ、認定制度を通して経営層の意識の変革を促し、こども・子育て支援での地域への貢献を含む「こども若者まんなか」の実現への幅広い取組を促進するため、税制上の所要の措置を講ずる。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1. こども政策の総合的な推進 2～8. (略) ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 3. 金融を通じた潜在力の解放 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ ii) 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等 （企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出） 企業のこども・子育て支援と成長の好循環を強化するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進し、地域金融機関と連携した地域の中小企業への取組支援やリスクマネー供給の拡大を図るとともに、人的資本経営の情報開示におけるこども・若者や子育てに係る取組の位置付けを明確化することにより機関投資家等に対する取組状況の「見える化」を推進するほか、財務・人材面のインセンティブ施策とひも付く認定制度を導入するなど、環境整備を進める。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 （1）少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進 企業の支援と成長の好循環を創出するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進する。
		政策の達成目標	あらゆるこども・若者が、心身の状況や家庭環境等にかかわらず権利を確保され、幸せな状態で生活を送ることができる社会を達成する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、「こどもまんなか社会」の実現に資する企業の取組を中長期的に定着・拡大させることを目的とするものである。このため、毎年度の予算措置に依存する補助金よりも、継続的かつ予見可能性の高い支援を行うことができる税制措置による対応が適当である。 また、本措置を通じて、企業により、当該企業の特性を活かした効率的・効果的なこども・子育ての取組が行われることは、取組による社会的な機運醸成とも相まって広く国民一般にも裨益するものである。更に「こども若者まんなか」社会の実現により、希望する数のこどもを持つことを阻む環境が改善され、少子化傾向が反転すれば、社会経済が維持され、将来の社会保障費の軽減という形でも還元されうるものであり、その効果は広く享受されるものである。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—